

平成 30 年 3 月 23 日

専修大学情報機器貸与取扱要領

平成 30 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、専修大学情報科学センター（以下「センター」という。）における情報機器の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の目的)

第 2 条 情報機器の貸与は、コンピュータリテラシーの習得、学生間のコミュニケーション手段の提供及び主体的・対話的な学習の実践を通じた教育効果の向上を図ることを目的として行うものとする。

(貸与対象者)

第 3 条 情報機器は、専修大学（以下「本学」という。）に在籍する正規学生又は専修大学情報科学センター長（以下「センター長」という。）が認めた者に貸与する。

(貸与期間)

第 4 条 情報機器は、学部における学事暦上の授業期間のみに貸与する。

2 情報機器の貸与期間は、1 日とし、貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、貸与された当日に貸与された情報機器を返却しなければならない。

(貸与する情報機器)

第 5 条 貸与する情報機器は、次のとおりとする。

- (1) ノート型パーソナルコンピューター式（1 人 1 台）
- (2) センター長が許可した機器及び附属品

(貸与手続)

第 6 条 本学に在籍する正規学生が情報機器の貸与を受けようとするときは、あらかじめ、利用登録をしておかなければならない。

2 情報機器の貸与を受けようとする者は、利用の際、学生証（センター長が認めた者にあつては、身分を証明する書類）を提示するとともに、情報機器貸与登録申請書及び情報機器借用誓約書をセンター長に提出し、情報機器の利用に関する諸注意を受けなければならない。

(貸与及び返却の場所等)

第 7 条 情報機器の貸与及び返却は、次に掲げる場所及び時間帯で行うものとする。

(1) 貸与

生田校舎 9 号館 4 階情報科学センター受付

月曜日から金曜日まで 9 時から 16 時 30 分まで

土曜日 9 時から 11 時 30 分まで

生田校舎 10 号館 1 階情報コアゾーン

月曜日から金曜日まで 9時から16時00分まで

(2) 返却

生田校舎9号館4階情報科学センター受付

月曜日から金曜日まで 9時から19時まで

土曜日 9時から正午まで

生田校舎10号館1階情報コアゾーン

月曜日から金曜日まで 9時から16時30分まで

(返却手続)

第8条 貸与期間が終了した場合、又はセンター長が返却が必要と認めた場合は、被貸与者は、貸与された情報機器を速やかに貸与を受けたときと同じ状態で返却しなければならない。

2 被貸与者は、やむを得ず返却時刻に遅滞を生ずる場合は、遅滞となる前に、その理由及び返却予定時刻をセンターへ連絡しなければならない。

3 被貸与者は、貸与された情報機器を貸与された場所に返却しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与された場所にかかわらず、生田校舎9号館4階センター受付に返却しなければならない。

(1) 生田校舎10号館1階コアゾーンで貸与され、返却時刻が月曜日から金曜日までの17時から19時までの間となるとき。

(2) 遅滞となったとき。

(被貸与者の管理責任)

第9条 被貸与者は、貸与された情報機器の利用及び保管を適正に行うとともに、携帯中の盗難、紛失、破損等の防止に十分注意しなければならない。

2 貸与された情報機器が盗難にあい、若しくは貸与された情報機器を紛失した場合、又は返却された情報機器に故障、破損等があった場合は、被貸与者は、これらにより生じた損害について、全ての責任を負うものとする。

(禁止事項)

第10条 被貸与者は、貸与された情報機器に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与の目的又は教育・学術研究の目的以外の利用

(2) 第三者への転貸、売却又は譲渡

(3) ハードウェアの改造又は分解

(4) ソフトウェアのインストール等によるシステムの改変

(5) 指定された利用場所(生田校舎)以外への持ち出し

(6) 公序良俗に反する行為

(7) センター関連の諸規程により禁止されている行為

(盗難、紛失、故障、破損等)

第11条 貸与された情報機器に盗難、紛失等の事故が発生し、又は貸与された情報機器が故障し、若しくは破損した場合は、被貸与者は、速やかにセンターに連絡し、センターの指示を受けなければならない。

2 貸与された情報機器が盗難にあった場合は、被貸与者は、警察署にその旨を届け出るこ

とができる。また、盗難を届け出た場合は、その受理された盗難届の写しをセンターに提出しなければならない。

- 3 センターに盗難届の提出がない場合は、現状復帰のために生ずる費用を被貸与者に請求することがある。
- 4 貸与された情報機器を紛失した場合は、被貸与者は、紛失届をセンターへ提出しなければならない。
- 5 被貸与者が貸与された情報機器を紛失した場合は、センターは、現状復帰のために生ずる費用を被貸与者に請求することがある。この場合において、請求額は、センターでの協議により、減額し、又は免除することがある。
- 6 通常の使用方法の範囲内で使用したにもかかわらず、貸与された情報機器に障害が発生しその情報機器が使用不能になった場合は、センターが修理の対処を行うものとする。この場合において、修理に時間がかかるときは、センターは、代替となる情報機器を新たに貸与することで対応することがある。
- 7 通常の使用方法の範囲内で貸与された情報機器を使用した場合において、その情報機器に障害が発生したときは、障害発生以後のデータの復元は、被貸与者の責任において、被貸与者が行うものとする。
- 8 貸与された情報機器が破損し、又は汚損した場合は、被貸与者が破損届を提出し、その後、センターが修理の対処を行うものとする。センターは現状復帰のために生じる費用を被貸与者に請求することがある。
- 9 盗難、紛失、故障、破損等により生じたデータの消失及びそれに起因する損害等については、被貸与者が負うものとし、センターは一切その責任を負わない。
(遅滞等カウント)

第12条 次の表の左欄に該当する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる遅滞等カウントを被貸与者に付加する。

不適切な利用若しくは管理がされ、利用若しくは管理に悪意があり、又は利用上の注意を怠り、若しくは利用上の指導や指示に従わなかったことにより、貸与された情報機器が破損し、又は汚損したとセンターが判断したとき。		9
貸与された情報機器を紛失したとき。		9
不適切な利用若しくは管理がされ、利用若しくは管理に悪意があり、又は利用上の注意を怠り、若しくは利用上の指導や指示に従わなかったことにより、貸与された情報機器が盗難にあったとセンターが判断したとき。		6
返却時刻までに返却がされなかったとき。	第8条第2項の規定による事前の連絡がなかったとき。	3
	第8条第2項の規定による事前の連絡があったとき。	1
		遅滞の理由によっては、付加されないこともある。

返却の督促に応じないとき。	3 督促 1 回につき
第 10 条各号に掲げる行為が行われたとセンターが判断したとき。	センターの判断結果によって付加する。

(利用停止措置)

第 13 条 センターは、遅滞等カウントの累積数に応じて、次の表のとおり利用停止措置をとるものとする。

遅滞等カウントの累積数	措置
3	30 日間貸与停止
6	180 日間貸与停止
9	無期貸与停止

2 遅滞等カウントは、在籍中は累積される。

(自己責任)

第 14 条 情報機器の利用は、自己責任を原則とし、情報機器の利用により生じた損害は、被貸与者が負わなければならない。

(その他)

第 15 条 情報機器の貸与に関しこの要領に定めのない事項が発生した場合は、被貸与者及びセンターは、協議の上で解決する。

(事務所管)

第 16 条 この要領に関する事務は、情報システム部情報システム課の所管とする。

(要領の改廃)

第 17 条 この要領の改廃は、センター運営委員会の議を経て、センター長がこれを行う。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。